

生徒指導を背景とした 子どもものの自殺・不登校

一般社団法人 ここから未来 代表理事

指導死 親の会 共同代表

大貫隆志

@ganymeant

こどももの
こころと
からだ
未来へ

cocomirai .org

もしかして、いじめ？
と思ったときに読む本



武田 さち子 著
ここから未来ブックレット制作委員会

未来を、
その手に。

ここから未来ブックレット

01

Ver.1.1

ブラック校則

理不尽な苦しみの現実

荻上チキ

OGIUE CHIKI

内田良

UCHIDA RYO

指導死

追いつめられ、死を選んだ七人の子どもたち。

時事通信社の元編集者
大貫隆志 編著

京都府立大学人文学部
住友 剛

教育評論家
武田さち子

教室の病は
体罰やいじめ
ばかりではない。

評論家 荻上チキ

高文研

子どもの
人権を
まもるために

木村草太 編



調査委関連

第三者調査委員会委員（奄美市）

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査
部会委員（青梅市）

熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委
員会委員（熊本市）

岩手県立高等学校生徒自死事案に係る再発防
止「岩手モデル」策定委員



次男 大貫陵平の自殺

死にます
ごめんなさい
たくさんバカなこととして
もうたえきれません
バカなやつだよ
自爆だよ
じゃあね
ごめんなさい
陵平

死にます
ごめんなさい
たくさんバカなこととして
もうたえきれません
バカなやつだよ
自爆だよ
じゃあね
ごめんなさい
陵平



指導死とは

指導を、教員から受けたり、
見聞きしたりすることを原因、
あるいは背景要因とした子どもものの自殺

指導死の背景

児童虐待防止法、パワハラ防止法、いじめ防止対策推進法の各法が禁じる行為を、
教員が児童生徒に対して行うことを禁じる
法的な仕組みが存在しない

平成元年以降の 指導死発生件数

92件

有形力を伴わない
指導死は

88%

部活動との関連のない
指導死は

76%

自殺する子どもものの心理

ひどい孤立感

無価値感

強い怒り

苦しみが永遠に続くという思い込み

心理的視野狭窄

不適切指導は 生きる力を奪う



傷ついた心は
生きる力を回復できない



学校での居場所を
失うことは、
生きる場所を
奪われること

指導死を招く指導

- ①長時間の「身体的拘束」
- ②複数の教員で取り囲む「圧迫」
- ③心理的外傷を負わせる「暴言」や「恫喝」
- ④してもいけないことを責める「えん罪型対応」
- ⑤反省や謝罪、密告などの「強要」

指導死を招く指導

- ⑥連帯責任を負わせる「いやがらせ」
- ⑦本来の目的から外れた「過去の蒸し返し」
- ⑧不釣合いに重い「見せしめ的罰則」
- ⑨子どもをひとりにする「安全配慮義務違反」
- ⑩教育的配慮に欠けた「拒絶的対応」

特に危険な指導

- えん罪型の「決めつけ」
- 指導中に子どもを
ひとりで放置する
「安全配慮義務違反」

えん罪型・放置型の
指導死は全体の

32%

指導は意図的・計画的に

えん罪型、安全配慮義務違反型の指導死は、問題行動を契機として計画性なく、場当たりので行われるから

時にそれは感情任せのものとなりがちで、教育的な専門性から逸脱する傾向が強い。子どもの自尊心を傷つけ、孤立感を感じさせ、子どもを死へと追い詰める

指導は意図的・計画的に

求められるのは、「事実確認→指導計画の立案
→管理職による承認→計画に基づく指導」

さらに、こうした指導を可視化し記録に残し、
必要に応じて妥当性を検証できるよう保管する

濫用される懲戒権

懲戒権が、生徒指導で濫用されている。

指導が、教員の属人的手法や個人的判断により行われる

短期的成果をねらう高圧的指導を常用

その効果性を経験則として学習し、さらなる高圧的指導の強化という悪循環

被害家族・遺族は 何に困るのか

被害家族・遺族は何に困るのか

交通事故であれば、警察が来て原因を調べてくれる

しかし、学校事故・事件は、学校任せでは調査すらされない

家族・遺族が学校や教委と交渉を重ねる

専門団体や弁護士に交渉を依頼する

どの法律、どの指針が対象か

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」

「いじめ防止対策推進法」

「学校事故対応に関する指針」

そのいずれからも漏れているのが、
教師の不適切な言動を背景とした
児童生徒の不登校

教職員が関与すると大変

いじめによる不登校なら法に基づく調査へと
比較的スムーズに移行

教員、あるいは子どもと教員が関与した不登
校は？

学校、教育委員会の対応は一変し、調査を拒
む、あるいは先延ばしする

CaseStudy1

バレーボールの授業中、Aさん（小4）は誤ってボールを頭で受けてしまう。女性担任は「ふざけるなら、やらんでもいい」と

Aさんは学校にいけなくなかった。通学路を見るだけで吐き気に襲われた

Aさんは学校の匂いだけで吐くようになり、弟も兄を気遣い学校に行かなくなかった

CaseStudy1

母親の訴えに対し教委は、教員の振る舞いによる不登校は、いじめ防止対策推進法の対象ではない。だから調べる義務はないと回答している



小学4年生6月、吐きすぎて痩せていた

Aさんの言葉

教師というのは生徒を守る存在
学校の楽しさや人との接し方など
人生に役立つことを教えているのに
教師が、なぜ生徒が精神的に病むような
ひどいことをするのか
そこが俺は分からない

CaseStudy2

返却されたテストの回答を改ざんしたと疑われた男子中学生が、2人の教員から数時間におよぶ「尋問」を受ける

男子生徒はその後、高熱・過呼吸を発症。悪夢、下痢、下血も加わり、PTSDの診断

学校は「ルールに則り指導、担任も教科担任も落ち度なく、問題のない指導」と主張

CaseStudy3

運動部主将の高校生が命を絶った。顧問から、主将や部活を「やめろ」と日常的に叱責を受け悩んでいた。顧問は「勝たせたかった、頑張ってたほしかったとの意味」と説明

文科省「運動部活動での指導のガイドライン」では「体罰等の許されない指導」に、人格否定などの発言も含まれる

再発防止の提言が骨抜きに

調査委の再発防止提言はその事案特有の課題を浮き彫りにしている

したがって、提言を踏まえた再発防止策の策定・実施が求められる

にもかかわらず、これを骨抜きにし「一般論」に堕した再発防止策が策定される

再発防止の提言が骨抜きに

被害家族・遺族にとって、再発防止策は子ども
の未来、生命と引き換えに手にするもの

我が子の事案を踏まえない再発防止策は、我
が子の未来、生命を軽んじるもの

調査すらされない苦しみ→おざなりな調査に
よる苦しみ→課題をないがしろにした防止策
による苦しみ

子ども庁への期待

- **子どもの命・安全を守る総合的な情報収集・相談窓口機能**
- **上記の情報を集約し、研究者やNPO等が活用できるDB構築**
- **学校事故・事件に関する調査委に関わる人材の育成**